

令和 5 年 12 月 13 日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和5年12月13日（水曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

菅原善幸 委員長  
辻畑めぐみ 副委員長  
鈴木新一 委員  
今野恭一 委員  
柏恵美子 委員  
鈴木悦代 委員

---

出席議長団（2名）

鎌田礼二 議長  
西村勝男 副議長

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
市民生活部長	高橋五智美	福祉子ども未来部長	長峯清文
市立病院事務部長	鈴木康弘	福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長	並木新司
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本多佳子	市民生活部 市民課市民総務係係長	阿部俊弘

---

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

---

会議に付した事件

議案第72号 令和5年度塩竈市一般会計補正予算

議案第73号 令和5年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

午前10時00分 開会

○菅原委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくとも差し支えありません。

また、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第72号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第73号「令和5年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」の2件であります。

これより議事に入ります。

議案第72号及び第73号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、令和5年度塩竈市一般会計補正予算など計2か件についてでございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 初めに、議案第72号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、高齢福祉課に係る部分について、ご説明いたします。

資料No.4、塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書をご用意ください。

まず、歳出からご説明いたします。

資料No.4の5及び6ページをお開きください。

第3款民生費第1項社会福祉費第5目介護保険費第27節の繰出金につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金140万8,000円増とするものです。この増額理由につきましては、繰り出し先である介護保険事業特別会計において、電算システム改修費の計上が必要になったことによるもので、詳細につきましては、議案第73号「令和5年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」でご説明いたします。

続いて、財源となります歳入について、ご説明いたします。

同じ資料の3及び4ページをお開きください。

第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金第1節財政調整基金繰入金248万9,000円のうち、140万8,000円が財源となる歳入となります。

議案第72号のうち、高齢福祉課に係る部分の説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 生活福祉課から、議案第72号「令和5年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課の所管のものについて、ご説明をいたします。

資料No.4と、資料No.5、議案資料をご用意いたします。

初めに、事業内容についてご説明いたしますので、資料No.5の26ページをお開きください。

26ページとなります。

障がい者福祉システムの改修について、ご説明いたします。

1の概要ですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律、これが令和6年4月1日に施行されることに伴いまして、障害者自立支援給付費等の報酬改定などに対応するために、当該システムの改修を行おうとするものでございます。

2の事業内容ですが、主には2点の改修を行います。1点目は、新たな就労系サービスの追加に伴うサービスコードなどへの対応です。2点目としましては、事業所の体制加算、体制等に係る加算の追加、変更に伴う請求コードなどの変更への対応となります。

3の事業費及び財源内訳といたしましては、総事業費216万2,000円のうち、国庫補助金として108万1,000円、一般財源として108万1,000円をそれぞれ計上してございます。

4の今後の予定ですが、1月中に契約手続を行いまして、3月までにシステム改修を完了する予定です。運用は、4月からというものを目指してまいります。

次に、本事業に関する予算について、ご説明いたします。

資料No.4の補正予算資料の5ページ、6ページをご覧ください。

初めに、歳出予算から説明をいたします。

第3款民生費第1項社会福祉費第7目障害者総合支援費の第12節委託料に、電算業務委託料といたしまして216万2,000円を計上しております。

次に、歳入予算ですが、同じ資料の、1ページお戻りいただいて3ページ、4ページ、こちらをご覧ください。

こちら、第15款国庫支出金の第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金の第1節社会福祉費補助金に、地域生活支援事業補助金としまして108万1,000円を計上してございます。また、

第19款繰入金の第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金に、一般財源の負担分といたしまして、248万9,000円のうち108万1,000円を計上してございます。

次に、債務負担行為に係る補正予算の説明をいたしますので、同じ資料の9ページをご覧ください。

表の1行目、デジタル印刷機賃貸借といたしまして、設定期間を令和5年度から令和10年度として、99万円を計上してございます。また、表の2行目、電子複写機賃貸借及び保守点検としまして、設定期間、こちらも令和5年度から令和10年度として、286万円をそれぞれ計上してございます。2件ともに、現在使用している機器のリース期間満了に伴う機器更新を行うために計上をさせていただいております。

生活福祉課からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 続きまして、議案第73号「令和5年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」について、ご説明いたします。

まず、事業概要よりご説明申し上げますので、資料No.5、29ページ、介護保険制度改正に伴うシステムの改修についてをお開きください。

1の概要ですが、令和6年度に予定される介護保険制度改正に伴い、本市の介護保険電算処理システムの改修を行おうとするものです。

2、事業内容ですが、令和6年4月までに対応が必要となる、(1)訪問や通所などの複数の在宅サービスを組み合わせて提供する複合型サービスの新設に伴うサービス種類の追加、変更、(2)としまして、第1号被保険者の介護保険料について、国が定める標準段階の多段階化による高所得者の乗率の引上げ、低所得者の乗率の引下げに伴う対応についての電算システムの改修を予定し、補正予算を計上いたしております。

次に、3、事業費及び財源内訳につきましては、事業費が281万6,000円で、事業費の2分の1を国の介護保険事業費補助金を充当し、2分の1を一般財源より支出するものでございます。なお、詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

4、今後の予定でございますが、予算をお認めいただいた場合には、令和6年1月に契約手続、3月にシステム改修完了、4月より運用を開始できるよう事務を進めてまいります。

次に、資料No.4の塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書、11、12ページをお開きください。保険事業勘定の歳入歳出それぞれに281万6,000円を追加し、57億2,716万7,000円とするもの

です。

まず、歳出からご説明いたします。

15、16ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の第12節委託料として、281万6,000円を計上しております。

続いて、この事業の財源となります歳入について、ご説明いたします。

同じ資料の13ページ、14ページをお開きください。

第3款国庫支出金第2項国庫補助金第6目介護保険事業費補助金の第1節介護保険事業費補助金140万8,000円及び第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金の第2節事務費繰入金140万8,000円、合わせまして281万6,000円が財源となる歳入となります。

以上が、議案第73号「令和5年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」の説明となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅原委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のまま構いませんので、ご案内申し上げます。

辻畑委員。

○辻畑委員 では、お願いいたします。資料No.5の26ページ、障がい者福祉システムの改修についてですが、この2の事業内容（1）の新たな就労系サービスの追加とありますが、具体的にどういふことを指すか、ご説明ください。

○菅原委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 具体的なサービスについてです。就労系のサービスといいますと、今ですと就労準備とか、あと就労移行支援とかという形であるんですが、例えば、一般就労をされた障害者の方が、何かの都合で例えば休職をした場合など、その方に対しては復帰をサポートするための今までシステムというのはなかったんですが、今後、そういう方が復帰、復職するに当たって、一定期間、こういった就労支援事業などを使えるというようなサービスに変わるということでアナウンスされております。そういった今まで使えなかった部分でも、既存のサービス体系を使いながら、より障害をお持ちの方が就労しやすい環境づくりをするということのために、今回、制度が変わってきているというところでございます。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 そういうサービスは、本当にいいものだなと、今お聞きしました。ほかにはありますか。同じような、休職して、また就労できるということのほかにありますか。

○菅原委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 就労のほうは、主にはそうです。あとは、障害をお持ちの方が就労するに当たって、いろいろな機関の方たちとアセスメントをした上で、その情報を共有して、その方がどういう形での就労が一番合っているかというようなことを総合的に判断するというようなことも、今後行われていくというところになります。また、グループホームなどから地域生活に移行する場合に、その移行のための支援をしていくというようなことも、今後始まるというところで規定をされているところです。

○菅原委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございました。

それから、(2)の事業所の支援内容や体制等を評価する加算というのがありますけれども、この支援内容、体制を評価する加算というのはどういうことをいうのですか。教えてください。

○菅原委員長 並木生活福祉課長。

○並木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 こちらの中身が、今、具体的なものについては、厚生労働省で細部を詰めているという状況なんですけど、基本的には、介護保険などもそうなんですけど、例えば、事業所に支援のための特別な資格を持っている支援員を配置しているとか、配置基準上でより支援員とかの人数を、体制を整えている場合など、そういった形での体制をしている事業所への加算金というところで理解をしているところです。

○菅原委員長 ほかにございませんか。鈴木悦代委員。

○鈴木(悦)委員 資料No.5の29ページなんですけど、介護保険制度改正に伴うシステムのことで、もう少し具体的なことを中身に関わることでお聞きしたいんですけど、事業内容の(1)提供する複合型サービスの新設というのは、具体的に分かっているところがあれば、もう少し詳しく教えてほしいんですけど。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 (1)の複合型サービスについての内容についてのご質疑でした。具体的には、訪問介護と通所介護、いわゆるホームヘルパーとデイサービスの事

業を一体的に組み合わせて行う事業の新設というところでありました。具体的には、年明けにかけて検討されると聞いておりました。ただ、このサービスでございますが、12月初めの国の審議会におきまして、今後も様々な議論が必要だという意見も出てきておまして、現時点では、正式な通知はない状況でございますが、見送りになる可能性もあるという、見送りになるというところの情報も入ってきておりますので、そういった部分では、なお情報を国の通知等を待ちながら対応していきたいと考えてございます。

○菅原委員長 ごめんなさい。鈴木委悦代員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

同じく、事業内容の（２）なんです、国が定める標準段階の多段階化というところですが、高所得者というのはどれくらいから示すのか、分かっていたら教えてください。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高所得者についての基準についてのご質問ございました。国が定める高所得者としたしましては、現在、第1段階から第9段階までなのですが、さらに第13段階までということで案を示しております。その第10から第13段階の部分が高所得者ということで、平均所得金額が500万円以上の方ということになって、失礼いたしました。400万円以上の方になっております。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。分かりました。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 大変失礼いたしました。第10段階は、合計所得金額が410万円以上となっております。

以上でございます。

○菅原委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。分かりました。

○菅原委員長 ほかにご発言ありませんか。辻畑委員。

○辻畑委員 今の、29ページの（１）のところですが、見合わせるか、ちょっと私も耳が遠くなってすみません。いろいろ国の動きで見合わせることもある……、見合わせると言いましたか。組合せ。見送り。ごめんなさい、ここでしゃべって。（「じゃあ、もう一度」の声あ

り) すみません。情勢にあって見合わせるということを知ったような気がしました。この訪問や通所の新しい複合型サービスというのは、対象者、例えば、要介護1の人までは介護保険から外すよとか、そういう中身も考えているんですか。

○菅原委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 具体的な対象を外すということではなく、この複合型サービスについては、国の審議会の中で、もう少し具体的な、実証的な調査や分析、このサービスの新設に当たっては分析などが必要ではないかと意見が出て、これを4月から実施するという事について、さらなる検討が必要だというようなご意見が出たということで、そういう意味で、この事業が新設される見通しが、具体的にはなくなっているという情報が入っているというところで、国からの正式な通知がまだないという状況ではあるのですが、そういった情報が入っているということでございます。

以上です。

○菅原委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

---

午前10時22分 再開

○菅原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

---

午前10時23分 再開

○菅原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第72号及び第73号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○菅原委員長 挙手全員であります。

よって、議案第72号及び第73号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時24分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員長 菅 原 善 幸